

令和8年度

福岡県6次産業化発展事業

福岡県内の農林漁業者等が、専門家による指導に基づいて自らの生産物を活用した6次化商品の改良を行う際、商品試作や機器整備、販路開拓などを支援します

商品改良の取組支援



6次化商品の売上拡大

福岡県

福岡県 6次産業化発展事業の概要

目的

この事業は、県内の農林漁業者等が、その生産物を活用し加工した6次化商品を改良することで、経営の改善・向上を図る取組に対し、補助金を交付し、県内農林水産物の認知度の向上や地域経済の活性化を図ろうとするものです。

補助金の概要

【対象事業者】

- ・ 県内の法人格を有する農林漁業事業体(農林漁業協同組合を含む)
 - ・ 認定農業者
- ただし、対象となる6次化商品が食品の場合は、食品衛生責任者の資格を有する者がいること。

【採択基準】

- ・ 改良する商品の原料に、対象事業者が主体的に生産する農林水産物を含むこと
(米・麦・大豆・野菜・果実・花き・茶・いぐさ・その他特産農産物・畜産物・林産物・水産物)
- ・ 県産農林水産物を使った商品を販売し、年間最高売上が100万円以上であること
- ・ 商品改良の取組により、売上等の増加が見込まれること
- ・ 県が派遣する専門家等の指導に基づき商品改良を行うこと
- ・ 県が実施する「ふくおか6次化商品セレクション」に改良した商品を出品すること
- ・ 過去に、本事業の補助対象者になっていないこと

【事業対象となる内容】

- ・ 商品の改良に要する経費(下記のうちア、イのいずれかは必須)

- ア 試作品作成費
- イ パッケージデザインに係る経費
- ウ 商談会や販売会、商品評価会の出展・出品に係る経費
- エ 改良した商品の販売促進に直接関わる資材の作成費
- オ 商品の成分分析費
- カ 商品改良のための機器整備(機器整備に係る上限事業費は50万円)

【補助率】 対象事業費の1/2以内

【補助限度額】 1事業計画あたり75万円以内

【事業要望先】 市町村(農・林)、県水産局水産振興課(漁)

【申請書類等の提出先】 県農林事務所(農・林)、県水産局水産振興課(漁)

支援体制

事業内容の詳細については、下記へお問い合わせ下さい。

お問い合わせ先	受付時間 9:00~17:00 (土日祝日を除く)	電話番号
福岡県農林水産部園芸振興課(特産・加工係)		092-643-3489
福岡県農林水産部水産局水産振興課(養殖内水面係)		092-643-3563
福岡県福岡農林事務所農業振興課		092-735-6125
福岡県朝倉農林事務所農業振興課		0946-22-2579
福岡県八幡農林事務所農山村・農業振興課		093-601-8852
福岡県飯塚農林事務所農業振興課		0948-21-4955
福岡県筑後農林事務所農業振興課		0942-52-5105
福岡県行橋農林事務所農業振興課		0930-23-0382